

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 3 月 7 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定

福郡富大双復
 島岡熊葉興
 県市町町町庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《郡山市-富岡町、大熊町、双葉町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 郡山市において、富岡町の旧福島県農業試験場跡地など市内 6 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 8,300 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、富岡町が約 2,800 人、浪江町が約 1,400 人、川内村が約 1,400 人、大熊町が約 790 人、南相馬市が約 640 人、双葉町が約 620 人。（平成 26 年 4 月 24 日時点）
- ・ 応急仮設住宅入居（約 8,300 人）の割合は、建設分が約 2 割、民間賃貸住宅分が約 8 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 4 月 24 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	南(南一丁目)	166	155	282
	緑ヶ丘東(緑ヶ丘東七丁目)	169	107	176
	富岡町(富岡町若宮前)	287	264	411
川内村	南(南一丁目)	150	123	264
	富岡町(富岡町若宮前)	155	138	264
	富岡町(富岡町稲川原)	96	76	156
双葉町	富岡町(富岡町若宮前)	65	53	91
	喜久田町早稲原(喜久田町早稲原)	63	49	86
	日和田町高倉(日和田町高倉)	122	12	21
計		1,273	977	1,751

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 26 年 4 月 24 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	95	207	浪江町	650	1,396
南相馬市	284	635	檜葉町	65	130
いわき市	9	11	広野町	10	13
川俣町	9	12	葛尾村	107	255
飯館村	27	43	川内村	259	669
大熊町	396	788	双葉町	220	424
富岡町	892	1,931	計	3,023	6,514

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 郡山市内には、富岡町と双葉町が避難に伴い役場機能を設置しており、富岡町が大槻町西ノ宮に主な役場機能を設置しており、双葉町が朝日一丁目に郡山支所（主な機能はいわき事務所）を設置している。

- また、富岡町は、郡山市内に町立特別養護老人ホームを建設し震災前の同施設入所者を中心とした入所に対応するとともに、郡山市内から三春町の仮設の町営の幼稚園、小中学校にスクールバスを運行している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- 郡山市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき570戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- 上記整備計画に基づく570戸について、第一期整備分の160戸は平成26年度の入居を目指し、第二期から第五期整備分の410戸は平成27年度の入居を目指し、整備に取り組む。
- 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数					共通
						富岡町	大熊町	双葉町	浪江町		
第一期	郡山市喜久田町	県	50戸	集合住宅	H26年度第4四半期		50				
	郡山市富田町	県	40戸	集合住宅	H26年度第4四半期	40					
	郡山市富久山町	県	20戸	集合住宅	H26年度第3四半期			20			
	郡山市日和田町	県	20戸	集合住宅	H26年度第3四半期	20					
	郡山市安積町	県	30戸	集合住宅	H26年度第4四半期	30					
	計	—	160戸	—	—						
第二期	郡山市喜久田町	県	15戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市富田町	県	40戸	集合住宅	H27年度		未定				
	郡山市富田町	県	34戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市富久山町	県	40戸	集合住宅	H27年度						
	計	—	129戸	—	—						
第三期	郡山市喜久田町	県	20戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市富田町	県	40戸	集合住宅	H27年度						
	計	—	60戸	—	—						
第四期	郡山市安積町	県	20戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市安積町	県	35戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市鶴見担	県	30戸	集合住宅	H27年度						
	郡山市富久山町	県	40戸	集合住宅	H27年度						
	計	—	125戸	—	—						
第五期	郡山市田村町	県	80戸	木造低層	H27年度						
	郡山市安積町	県	16戸	集合住宅	H27年度						
	計	—	96戸	—	—						
合計		—	570戸	—	—						

＜募集方法（第一期）について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（「平成26年4月1日現在18歳未満の子」又は「妊婦」を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

（2）役場機能

- ・ 避難元の各町において、郡山市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔富岡町〕 郡山事務所（所在地：郡山市大槻町西ノ宮 48-5）

〔大熊町〕 中通り連絡事務所（所在地：二本松市金色 421-10）

〔双葉町〕 郡山支所（所在地：郡山市朝日一丁目 20-2）

（3）関連基盤

＜教育機関＞

- ・ 富岡町に関しては、当面の間は、三春町において、富岡町営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、郡山市立の小中学校への区域外就学にも引き続き対応する。
- ・ 大熊町、双葉町に関しては、郡山市内の避難者については、引き続き郡山市立の小中学校への区域外就学に対応する。
- ・ 小中学生がいる世帯の復興公営住宅の入居に関して、当住宅の立地する学区における小中学校の児童・生徒の受入れ体制に十分配慮して検討を進める。
- ・ 受入体制の状況を踏まえ、必要に応じてコミュニティ復活交付金の活用を含め、ハード、ソフト両面で必要な対策を行うこととする。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 郡山市内の医療機関については、医師等の医療従事者の県外流出の傾向がみられることから、人材不足による支障が発生しないか医療の現場の状況把握に努める。
- ・ 郡山市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き介護の現場の状況把握に努める。

（4）コミュニティの維持・形成に向けた取組

＜コミュニティ交流員の配置＞

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定時期
日和田町	1名	H26.10～
富久山町		
富田町	1名	H26.12～
喜久田町		
安積町	1名	H27.2～

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、郡山市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町、大熊町においては平成 25 年 3 月から、富岡町、川内村は、平成 25 年 4 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 26 年 4 月 30 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	265 人	777 枚	川内村	H25.4.1～	110 人	119 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	2,934 人	3,558 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,572 人	2,178 枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,051 枚
川俣町	H25.2.12～	60 人	62 枚	浪江町	H25.3.1～	-	5,638 枚
広野町	H25.2.15～	154 人	177 枚	葛尾村	H25.2.1～	224 人	262 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,021 人	1,021 枚	飯舘村	H25.2.15～	321 人	380 枚
富岡町	H25.4.1～	-	3,699 枚	計		(6,716 人)※	19,977 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。